

A門政治外交

國際紛争

I類本邦外交

0項

0目

連合軍の本土進駐並に軍政関係件

A'1.0.0.2

目次

注
一 連合軍の進駐に付する支費の算定は、日本及び大本營の命令に依りて、各地方の軍政当局は、A10001/12にある。

第一卷

(1) 連合軍の進駐に付する支費の算定に關する我が方の措置

自昭和二十年八月

〃

(2) 進駐軍の駐屯費支出方法並に為替換算率関係
(参考関係)

自昭和二十年八月

第二卷

(3) 厚木・横浜に於ける米軍の進駐関係

自昭和二十年八月

九州地区は
第三卷

(4) 各地区(厚木・横浜を除く)に於ける米軍の進駐関係
— 連合軍の状況、動靜報告を含む —

自昭和二十年九月

第一卷

(5) 英蘇・中国軍の進駐関係

自昭和二十年十一月

外務省

第一卷

(6) 連合軍の進駐状況関係

自昭和二十年九月

(7) 日本と領軍に付する外國との關係
新南支那

自昭和二十年九月

(8) 米軍の日本及び琉球長期滞在関係

自昭和二十年九月

自昭和二十年九月

自昭和二十年九月



(1) 連合軍の進駐に因り、交渉及び我が方の措置

重要内容目次

- 1. 連合軍進駐に伴う措置要領案 (陸軍 二〇八二〇)
- 2. 連合國要求に基く要処置事項一覽 (陸軍 二〇八三三)
- 3. 米國側要求一覽表及実施日程一覽表 (二〇八三四—二〇八九三)
- 4. 戦争終末事務局設置 (二〇八五六) M/1/20.1/1/1にある
- 5. 宮崎中將スutherland中將会谈要旨 (二〇八三二)
- 6. マッカーサー司令部に対する要請案 (陸軍省軍務課 二〇八九六)
- 7. 河辺参謀次長スutherland参謀長会谈録 (二〇八九八)
- 8. ミヅリー号上調印式概況 (二〇八九〇) A/1/0.0.1/2にある
- 9. 重光外相と米元帥会谈録 (二〇八九三) A/1/0.0.1/1/2 (綴り紙付) である
- 10. GHQ布告第一、第二、第三号
- 11. 連合軍の進駐状況
- 12. 才三艦隊の東京に於ける一般命令才一号 (二〇八二七)

- 13. 連合国最高司令官要求事項一覽表
- 14. 占領軍進駐に伴ふ報道取扱要領 二〇八二五
- 15. マッカーサー司令部東京進駐関係 二〇八九六
- 16. 進駐に于ける覚書
- 17. 連合国軍日本進駐日時及地名一覽表
- 18. 在京ソ連大使の「マッカーサー」に出迎関係
- 19. 日本進駐豫定中国軍動静 (目次(6)に移す)
- 20. 連合國の対日要求の内容と其の制限 二〇八三五

軍事機密

聯合軍進駐ニ伴フ措置要領(案)

昭和三年八月五日
第一課

一 要旨

聯合軍進駐ニ對シテハ寬容隱忍ヲ旨トシ不測ノ事態發生防止ヲ主眼トシ諸般ノ措置ヲ講スルモトス

ニ 交渉事項 左ノ點ヲ明ニス

1. 進駐兵力、地域、時期
2. 進駐部隊ノ宿營、給養、衛戍ニ關スル事項
3. 進駐部隊ノ進駐後ノ行動

11.20 2
件名(1-2) 聯合軍進駐要領

4 進駐部隊トノ連絡要領

ニ 不測ノ事態發生防止ノ為希望事項

1. 進駐兵力ハ象徴的程度トスルコト 最小限特ニ補給、宿營、給養、輸送ノ逼迫ヲ十分考慮スルコト

2. 進駐地點ハ最小限ニスルコト 特ニ特定地域ヲ

設定スルコト

3. 進駐ノ時期ハ進駐地域及進駐路上ノ帝國

軍隊及防備施設、徹收後トスルコト

4. 宿營ハ民家ヲ避ケ兵舎又ハ工場宿舍等ニ

限定スルコト 新設スルモノハ自營トスルコト

5. 給養ハ各國ノ擔任トスルコト 止ムヲ得サルモノハ

帝國官憲ニ於テ一括處理ス

6. 衛戍ノ諸規定ヲ定メ相互ニ遵守スルコト

7. 進駐兵力ノ國內各地ノ移動ハ最小限ニスルコト

8. 人物土地ノ徵發、收容、使用ハ凡テ帝國官

憲ヲ通シテ行フコト

9. 航行、航空上保安事項ハ特ニ必要トスルモノノ

外帝國ニ於テ^{之ヲ}擔任スルコト

10. 凡テ國力現下ノ真相、國民性、風習ヲ十二

分ニ諒得セシムルコト

各國軍隊ノ特性、慣習ヲ承知スルコト

11. 外地ニ在リテハ各地ノ特性ニ應ニスルコト

四 要處理事項

1. 進駐部隊ト直接交渉委員(文官武官混成)
可トスノ編成、連絡事務所ノ設定(中央及現地)
2. 進駐地域、經路上、兵力及防備ノ徹底
3. 通譯ノ準備
4. 軍官民ニ對スル心得ノ徹底
5. 其他交渉事項ニ基ク要處置事項ノ指示
(輸送、通信連絡、補給其他)
6. 陸、海、外、内ト連絡協定

又中央協定ノ一般原則ノ外地軍ニ示達



聯合國要求ニ基ク要處置事項一覽

昭和二〇八年二二

[Handwritten signature]

事項	擔任	其他	陸軍部内處理
三ノ第一項	A、B		
三ノ第三項	遞		
三ノ第四項	A、B、内		
(一)	A、B、内		
(二)	A、B、内		
(三)	B		
(四)	内 A B		
(五)	A、B、内、 但シ通譯及案内人 第三號四ノ(イ)案ト一括 處理ス		
(六)	A、B、内		
(七)	A、B、遞		
(八)	外、遞		
式	A B 内		

第三文書別紙A

八	七	六	五	四	三	二
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)
外 (A、B、内協力)	運 (A、B、内協力) 軍需	横濱トス 運	B (内協力)	運 (A、B協力)	A、B (内協力)	油 軍需
	A、B、綜、外ニテ研 究ス				擔任 A、B、内 運 (A、B協力)	場所横濱

第三號關係

(e) (D) (C) (b) (a) = (r) (e) (D) (C) (b) (a)

A • B • 運 • 裝	B • 運 • 內	B	B • 運 • 輸	A • B	國外 大東亞 A • B	國內 伴情 內	B	A • B • 運 • 遞	A • B • 運	A • B • 運	A • B • 運
---------------------------------	-----------------------	---	-----------------------	-------------	--------------------------	---------------	---	---------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

聯合國軍進駐地區及戰爭終結式場へ報道員派遣
聯合國軍進駐並ニ戰爭終結式、狀況報道、爲進駐地區並ニ
式場ニ左記要領ニ依リ報道員ヲ派遣スルモノトス

一 派遣地區及派遣報道員數

(1) 厚木、橫須賀戰事終結式場

(1) 東京新聞社(朝日毎日、讀賣日本產業經濟、東京又三和)

夕日ハス

各記者一名及寫真部員二名

計十八名

(2) 日本映画公社(三三以、映西撮影)

三名

(3) 同盟通信社 八名(無電報員ヲ含ム)

(4) 寫真協會

二名

(5) 放送協會

二名

(2) 鹿屋

(1) 同盟通信社

五名

(2) 鹿見島、福岡日日、西部朝日及西部毎日各新聞社各三名

請賣新聞社一名

(3) 放送協會

一名

二 報道、心構

歴史的事實、客觀的報道ヲ行ハシムルヲ旨トシ、徒ラニ感傷的

トナリ、悲憤慷慨、筆致ヲ弄ビテ、嚴ニ之ヲ控ケル

三 交渉

本件ニ就テハ聯合國軍最高司令官、諒解非可^{諒解}ヲ得ルニ必要アルニ付、外務省

ヨリ聯合國軍最高司令部ニ對シ、諒解非可^{諒解}ヲ取付、交渉ヲ行フモノトス

交渉ノ結果計畫、全部、取止メ又ハ一部、改變ヲ見ルコトアルベシ

四	五	六
<p>④ 第一次撤退地域ヨリ一切ノ戰闘部隊撤退及之ヲ指定宿營地区内ノ禁足 例外 ○所定ノ目的爲敵警察官及憲兵 ○管理ノ任務ヲ行フ非武装ノ軍人(敵警察官憲兵ハ小火器ニ眼ル) ○大島ニ於テ殘留員武装解除</p>	<p>④ 別紙甲ニ在ル如ク最高司令官爲適當ナル宿營設備宿營及野營地域ノ諸施設準備 ① 最高司令官ノ到着日才直下ニ厚大ニ於テ且其後指示セラルベキ時期及場所ニ於テ之ヲ協議得ル様大島警備員若干名ヲ待機セシムルコト ② 地方民衆内者及通譯百三十五名ヲ準備スルコト</p>	<p>水海軍出迎ヘ爲艦艇隻派遣及水先案内士名提出 聯合國部隊ノ行動 ① 晝夜ニ互ニ監視飛行 ② 俘虜及抑留者ニ對スル給養品ノ投下 ③ 沿岸水域ノ占領 ④ 港湾ノ掃海作業ノ開始</p>
<p>二十八日六〇〇時</p>	<p>七レバダ速カニオ ソクトモ二十六日 八〇〇時</p>	<p>二十五日六〇時</p>
<p>研究員部隊 聯隊員部隊 コト ○ 將校帶剣可シ ○ 兵士兵行軍如 ○ 何陸六帶釵許可 ○ せシタリト ○ 小火器ト機關銃 ○ ヲ含ム重機モ ○ ベキヤ</p>	<p>○ 処理ヲ申スル一切 ○ 問題速急ニル ○ 解決爲下リ ○ 第一次撤退地域 ○ ヲ熟知セル民衆内者 ○ タルヲ要ス</p>	<p>○ 數個ノ行動區域 ○ 内ニテトアリ</p>
<p>陸海内外</p>	<p>◎ ◎ ◎ ◎</p>	<p>◎</p>

七	
○ 中央機關設正 ○ 停廢所被押留者收容所 ニ関スル情報	
八月五日 一八〇時迄	滞帶ナシ
○	◎
○	◎
○	◎
◎	◎
○	
	内務省

要準備事項	実施又準備完了の時期	備考	陸	海	内	外	運	遞	展	展	備	考
第四号 鹿屋地域 第二次占領部隊進駐及行動 二團以上の要求事項 (先遣隊九月一日占領部隊 九月二日進駐)	八月三十日三時 又八夫以前											
三 先遣隊進入の安全及援助 無線電の確保 先遣隊鹿屋到着の正確な時刻の連絡 (飛行中、航行機ヨリ)	九月一日先方飛行場出発ヨリ鹿屋到着(17:00時)迄											
四 先遣隊に対する安全上の援助 二團以上の準備 鹿屋への安全な進航及び着陸 九月一日到着迄 鹿屋地域に在る間、人員、九月一日到着迄航空機整備に対する安全及其後引続きの保障 任務遂行中好意に便宜を企及	九月一日到着迄 研究の取扱に付、研究の要入											
五 (一) 飛行場ニ於ル安全上護ラレタル宿舍 (二) 鹿屋ニ駐屯中、人員、絶対安全ヲ保障スルキ員、救下整備アル警備隊ヲ護衛 (三) 南九州地域、日本陸海軍先任將校ヨリ援助及情報供與 通談及案内人ノ供與 (四) 鹿屋地域ニ於テ自動車輸送及通路選定 (五) 鹿屋地域内諸地域及施設ノ検閲 (六) 先遣隊ト聯合國最高司令官ト、自由ノ無線通信	八月三十日五時 無線電の呼出符号及同報又八夫以前 救ノ通報											

九	八	七	六																	
米海軍出迎、為艦船一隻、派遣及水先案内八名提出	地方案内八名通款一百名準備	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋地域進入、為地雷威脅、原其他障礙物、除去</p> <p>○ 南部鹿兒島灣及港口、於此水先案内、航行</p> <p>○ 南部鹿兒島灣及港口、於此、諸港灣運送關係者、勤務、続行</p> <p>○ 鹿兒島灣及港口、在船舶、停泊、停止</p> <p>○ 日本軍戰團部隊、鹿屋地域、撤退及其指定宿營區域、ヨリ外、禁止</p> <p>○ 所定目的、警備官及憲兵、管理任務、非武裝軍人、警備官及憲兵、執行、火器、小火器、限</p> <p>○ 鹿屋飛行場、維持及安全、狀態、存置</p> <p>○ 鹿兒島灣内航行補助施設、發、復活</p> <p>○ 完全復活迄、現行戰時、航路標示、照明維持</p> <p>○ 南九州一切、砲子使用不可、能トスルコト</p> <p>○ 鹿兒島灣内一切、船舶、武裝解除</p> <p>○ 第三号附屬甲指示、宿舍、發備宿營及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>	<p>○ 鹿屋方面上級司令官參謀部員、待機</p> <p>○ 鹿屋方面及野宮地域諸施設、準備</p>
自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前	自三月二十五日以前
地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不	地方、於此、協力、不

A:1.0.0.2

諸派ノ点相書アリ

第三艦隊ノ東京ニ於ケル一般命令第一番
 一、横須賀海軍基地及海軍航空基地ノ行政機関ハ長官、高級將校、参謀及軍需、経理等ノ各部ノ部長ト共ニ現状ヲ変更セザルコト
 米國ノ機関ハ當初ハ日本機関ヲ通ジテ命令ヲ行フ
 二、上陸ニ際シテハ各率務所ノ係官ハ總テ配置ニシテ海軍基地及航空基地ノ内部ノ通信機関ニ於テハ其ノ重要箇所ニ英語ニ通ジル當番ノ技師ヲ充分ニ配置スル
 三、左記ノ諸施設ハ充分ニ運轉セラレ居ルモノトス

海軍

0023

九月三十日	横濱	一千二百名
九月三十日	沼山	四百名
九月四日	相布津行場	二百名
九月四日	原尾島行場	二百名
九月四日	平井行場	二百名
九月四日	神奈川縣平塚市及(九月五日迄)大磯町地区	六百五十名
九月六日	神奈川県小田原地区	二百五十名
九月七日	静岡県沼津地区	二百五十名
九月七日	東京都八王子市地区	三百五十名
九月七日	神奈川県秦野地区	四百二十名
九月七日	朝鮮京城地区	三十四隊所屬部隊

外務省

(日本標準規格B5)

半島近海ノ運送船ニ進駐升重日

厚木

一七七部隊他三部隊(士官四三二下兵六六五)

0022

英漢中泰界報

兩基地ニ於テ電灯ト電力ヲ給水ヲ含ム消防部、陸上運輸機關、安舟ト水上輸送ヲ含ム港務機關、機重機ト輸送機關ヲ含ムトック諸施設及第三十機動部隊ノ司令官(合衆國海軍少將のC. J. ハチャール)ニヨリ特定セラレタル他ノ諸活動其ノ他ノ生産上ノ諸施設ハ人員ノ配置及運輸ヲ行ハザルニト

四、常備乗込員及規定ニヨリ割當テラレタル勞務員ハ合衆國海軍少將のC. J. ハチャールニ満足ナル場所(軍數)ニ集合セラレ指示アレハ生産諸活動ノ兩用ニ利用セラル

五、通常横須賀海軍基地及航空基地ニ屬シ配置セラレタル全將校ハ占領軍ノ使用ヨリ他ノ命令アル迄此等

海軍

基地ノ中ニ止マラシ、下記要領ノ如ク所定ノ位置ニ就カレタシ

六、司令官又ハソレ以上ノ階級ノ將校ニヨリ占オラレタル全將校ノ各司令官部ハ千九百四十五年八月三十日十時迄ニ引拂ヒタル、斯ク引拂ヒタル司令官部ハ占領ノ準備ヲセラレ、重要ナル諸施設ハ撤廢セラルモノトス、上記將校ノ私有物ハ持ち去ラレテ可ニシテ其ノ保持ハ許容ナシ

七、各司令部ヨリ引拂ヒタル將校ハソノ場ニアル日本海軍上級將校ノ指定セタル兩基地内ノ一何所又ハソレ以上ノ集合所ニ配屬又ハ集合セラルベシ、日本將校ノ集合ニ選定セラレタル場所ハ合衆國海軍少將のC. J. ハチャールノ許可ヲ受クルモノトス

英漢中泰界報

海軍

第三十機動部隊

英海軍要界紙

一九四五年八月二十七日
第三十一機動部隊指揮官旗艦
第三艦隊「アイオワ」艦上ニ於テ

命令

一 横須賀ニ在ル海軍基地又海軍航空基地ハ
本八月二十七日日本國代表ニ付シ手交セラレタル
第三艦隊司令官ノ指令中ニ明記セラレ居ル
トコニ從ヒ之ヲ閉鎖スハシ本命令中ニ特
記セル場合ヲ除キ前記基地ノ範圍内ニ在ル
海軍、陸軍又軍籍ニ在ラザル人員ハ之ヲ
一九四五年八月二十九日十八時迄ニ左記員
數迄減少スハシ

(1) 第一海軍地区指揮官(横須賀海軍航空

海軍

注、点相違ニアリ

英海軍要界紙

基地指揮官)又中堅、行政的參謀部員
(英語ヲ話ス者タルカ又ハ英語ヲ話ササル者ニ
付テハ通訳ヲ附スルモノトス)此、參謀部ハ
聯合國トシテ領軍當局指令、下ニ海軍基地
ノ諸部門ノ警備ニ必要ナル行政的助手
ヲ含ハセ、ト又關係各士官、氏名並ニ任務
ヲ規定セル參謀部機構ヲ記述セル文書ヲ
一九四五年八月二十八日正午迄ニ才三十一機
動部隊指揮官ニ提出シ其、承任ヲ受ケ入
ル

ハ)海軍大佐一名又之ト同一階級、陸軍將校
一名ヲシテ八月三十日海軍陸軍隊指揮官
(將官)、明示セル時期又場所ニ於テ同指

海軍

ノ員數ヲオチ三十一機動部隊指揮官
 ニ提出シ其承認ヲ受ケ可シ
 一 占領ノ日ニ海軍陸戦隊指揮官(將官)ノ
 指定スル時期又場所ニ於テ左ノ案内人
 一 通談ヲ待機セシムルニト
 一 海軍地已三十五名
 一 海軍航空基地三十五名

英海軍界紙

海軍

一 大國海軍ノ占領ノ為指定セラレタル時期ニ上記
 ノ職員ハ完全ニ武装解除シ米國當局ノ別ニ
 指示スルマデ本命令オチ三項ニ指定セラレタル地
 點ニ在ルカ又ハ其ノ所屬ノ兵舎ノ外側ニ其ノ
 上官タル士官統率ノモトニ整列シ居ルベシ
 一 軍籍ニ非アル職員ハ速ニ識別シ得ルヤウ白色
 ノ布ノ腕章ヲ着用シ一切ノ職員ハ如何ル時
 ニ於テモ明確ニ身分ヲ証明スル手段ヲ携携行
 スベシ
 一 一切ノ職員ハ海軍基地内ニ於テオチ海軍地區指
 揮官ヨリオチ三十一機動部隊指揮官又ハ其ノ代表者
 ニ報告シソノ承認ヲ受ケタル施設中ニ宿泊スベシ
 一 占領時ニ於ケル上記人員ノ配置ハ左ノ如シ

英海軍界紙

海軍

美海軍要務

(A) 指揮官及參謀將校一名ハ後ニ指定セララルベキ
 海岸ノ一地点ニ於テオニ一機動部隊指揮官及
 オニ三艦隊參謀長ノ到着ヲ待ツベシ
 司令官參謀部員ノ残餘ハ海軍地區司令官ニ
 於テ一團トテリテ待機スベシ

(B) 上記オ一項ニ示シタル通り

(C) 公共施設運送ニ必要ナル人員ハ其ノ部署ニ居リ
 其ノ他ノ職員ハ所定ノ兵舎ニ集合シ居ルベシ
 警察官、衛兵及ビ番人ハ其ノ部署ニ於テ屋外
 ニ居リ聯合軍力其ノ任務ヲ解除スル迄ハ其ノ部
 署ニアルベシ

(D) 火藥庫及倉庫建築ニハ錢ヲラロシラクベシ但シ
 聯合國軍隊ガ所在ノ衛兵ノ所持スル銃ニ依ツテ開

海軍

美海軍要務

扉シ得ルモノトス此ノ種人員ノ雇傭及ビ配置
 ノ續行オニ就テハ聯合國上陸部隊指揮官(將官)
 ノ指令スル如クス

(D) 士官一名及ビ艦艇保管人二名ヲ離シ離シニ繋留
 セラレタル各軍艦又ハ補助船舶ノ各艦艇上ニ居
 ラシムベシ此ノ種類ノ他ノ人員ハ後ニ指定セラ
 ルベキ地点ニ於テ集合シ聯合國上陸部隊ノ所定
 士官ニ申告シ其ノ指令スルコトアルベシ業務ニ従事
 スベシ

(E) 乗用車及貨物自動車ハ之ヲ構内ノ所定地點ニ
 集合セシメ各運転士ハ其ノ所屬車輛ノ外側ニ
 待機スベシ破等ハ米國當局ノ指令ニ從ヒ使用
 セラルベシ

海軍

美濃平葉昇紙

(F) 無線施設 電話交換台及飛行場無線電及信号施設
 ニ見張人一名ヲ配置スルコト他ノ見張人ハ聯合軍當
 局ノ別ニ指示スル迄所迄ノ兵舎ニ集合スルベシ
 (G) 士官タル通譯十五名ヲシテ海軍地區海岸ニ於
 テ後ニ指定セラレバ地兵ニ於テ海軍陸戰隊
 ノ未着ヲ待テ聯合軍先任將校ニ申告セシム
 士官タル通譯十名ヲシテ横須賀海軍航空
 基地ニ於ケル南ノ水上機用斜面ニ於テ同様
 ノ行動ヲトラシムベシ

海軍

美濃平葉昇紙

四、日本當局ニ依ルテ執行勤ハ千九百四十五年八月二十九日
 十八時或ハソノ他指定セラレタル時刻迄ニ完全ニ
 效力ヲ奏スル如クスベシ

(1) 航海

(1) 水先案内人二十名ヲ利用可能ノ状態ニ置キ
 後ニ指示スル時刻ト場所ニ於テ合衆國水先案内
 内船ニ来リ報告スル準備スベシ

(2) 水三十一機動部隊又ハ指定代理者ニ完全且最新
 ノ地方海軍十部ヲ手交スベシ

(3) 相模湾東京及ソノ進入ニ関シ全灯名航路標識
 ソノ他航海上ノ諸施設ヲ即時平時ノ基準ニシムベシ

(4) 水路ヲ閉キ防害物ヲ明示スル浮標柱ニソノ他
 ノ浮標ニ注意スベシ

海軍

英次牛葉原

(5) 砲台、被爆炸標、雷炸炸標、被爆地、清掃、砲台地
及周辺海面(十九日四十五年八月二十八日十時前)
第三十一機動部隊ニ提出ス(使用可能ニ関スル
報告ヲ見込スヘシ)

(6) 占領地域内ノ聯合國船舶ノ最大數ノ報告ヲ可能
ニスル為、埠頭、棧橋等ニ於ケル砲台地通過
ノ清掃

(7) 船渠通過ニ資スル為、及、使用可能ノ埠頭、棧橋
附近海面ノ浮水度ニ関スル資料ヲ提出スヘシ

(四) 船舶

(一) 十九日四十五年八月二十八日十時前ニ第三十一機
動部隊ニ對シ十九日四十五年八月二十九日十八
時ニ於ケルアラスル種類ノ船舶、潜水艇、水雷艇等ノ

海軍

英次牛葉原

正確ナル位置ヲ(十部ノ海圖ト共ニ)報告スヘシ

(二) 全テノ船舶ハ先ノ命令(全テノ爆着物ヲ除去、全防
禦武装ヲ解除)遵ヒ、武装ヲ解除シ無効化スヘシ

(三) 第三十一機動部隊ニ對シ、特選又ハ承諾セラレタル船
員以外ハ退去スヘシ

(四) 全潜水艇ハ集合ス(シ、全テノ小型潜水艇ハ「トリス
ドラス」ニ置クヘシ)

(五) 全テノ小型船舶ハ陸ニ引上ケルカ又ハ第一着軍区ノ司令
官ニヨリ提出サレテ第三十一機動部隊ニ提出シ、提出シ
ラレタル地点ニ三集團以内ニ集結セラルヘシ

第三十一機動部隊ハ附近四十呎ヲ超スル船舶砲台地ヲ空
クハラス

(六) 第三十一機動部隊ニ對シ十九日四十五年八月二十八日十時

海軍

巡行針可能ト又ハ行針可能トナツテアラユル種類ノ
 船舶小艇、隻船、荷船(或ハ艇)ノ叙述的報告ヲ充
 全ニスベシ、本報告ニハ提督団ノ船、船載艇ノ如キ
 小艇ヲ含ム、使用燃料ノ種類ヲ示スベシ
 (7) 十五隻ノ哨戒艇、M.T.B. 又ハコレニ類スル小艇ノ
 特別コケルコトヲ集メテ聯合國海軍部隊ノ即時使用
 ニ準備スベシ
 (各技師ニ関シテハコレ等船艇ノ予備運送ニ
 義務トシテ從事セシ技師ハ「ケルコ」ノ中ヨリ利用
 セラルベシ
 (8) 全テノ偽裝ハアラユル船舶、艇、艇車頭及其ノ他
 種船舶

海軍

海上諸設備

設備ヨリ取除カレシ

(1) 海岸防備

(1) 第三十一機動部隊ニ対シテ一九百五年八月二十
 八日十時以前ニ全テノ海岸防備砲、高射砲、負
 備裝束、通信、及ソノ他ノ防備設備(庫、橋、積
 込)モ(含)ニシテ相模湾及東京湾ニアル行動艦
 船及ソノ叙述ノ行動範圍内ニアルモノハ報
 告スベシ

(2) 上記各設備ニ海上四哩ノ距離ニテ識別シ得ル

如キ方法ト大キサヲ以ツテ白旗ニテ明瞭ニ示スベシ
 (3) 全テノ職員(海陸及官文)ハ此等夜降附近ノ地域
 ニ近付クヲ禁止セラル(弾薬ノ保存ニ必要ナ者爲
 例ヲ除ク)

海軍

英海軍第十三行隊(花崎)